

## 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 梅津 聡

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項等承知の上参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：補給品輸送に関する輸送役務
- (2) 履行場所：仕様書のとおり
- (3) 履行期限：仕様書のとおり

#### 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から事務次官通達に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係がある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 第3号の「資本関係又は人的関係がある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

##### ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）が、(イ)については子会社の一方が、会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の等級格付が「C等級以上」の資格を有する者

### 3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

- (1) 入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。  
(2) 適用する契約条項

陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項

- ア 「輸送役務請負契約条項」
- イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
- エ 「概算契約に関する特約条項」

### 4 各種日時及び場所

- (1) 入札説明会：実施しない（質疑等は随時受付）  
(2) 入札日時：令和8年9月4日（金）11時30分 陸上自衛隊横浜駐屯地入札室

### 5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。  
(2) 契約保証金：免除とする。  
(3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。  
(4) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

### 6 入札方法

- (1) 郵便入札により提出する場合  
ア 入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した封筒に入れて封印する。  
イ 上記封筒を、令和8年9月3日（木）17時までに横浜駐屯地中央輸送隊会計科に必着するように送付するとともに、郵送した旨を第11項（6）の「入札に関する事項への問い合わせ先」に通報すること。  
(2) 持参により提出する場合（事前提出）  
入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した封筒に入れて封印し、令和8年9月4日（金）10時00分までに、横浜駐屯地中央輸送隊会計科契約班の者と直接手交すること。  
(3) 入札に立ち会う場合  
入札日時までに入札会場に入り、開札の際に提出するものとする。

### 7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 入札に関する条項に違反した入札  
(3) 入札金額が明瞭でない入札、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札（押印しない場合は代表者名（役職含む）及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）の記載のない入札）  
(4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合の入札

### 8 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく別に示す様式により作成する。

### 9 落札決定方法

- (1) 総額が当該所定の予定価格の範囲内でかつ最低価格の入札者をもって落札者とする。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（※消費税抜

きの金額を記載)。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(3) 落札者がいないときは速やかに再度の入札を行う。

(4) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調達基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する場合があります。

(5) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。その説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされない恐れがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

#### 10 入札書に記載すべき事項

(1) 第2号に示す内容について誓約の上、入札書に付記すること。

(2) 「「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

#### 11. その他

(1) 入札参加希望者は、令和8年9月3日(木)17時までに会計科契約班に連絡すること。

(2) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(3) 入札に参加する者は、入札時までに資格審査結果通知書(写)を提出すること。

(4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時までに委任状を提出すること。

(5) 電信電話、FAXによる入札は認めない。

(6) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒240-0062

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊

会計科 担当：吉田、山崎

TEL 045-335-1151 (内線337又は338)

FAX 045-339-5181

(7) 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊

運用科 担当：小山内(おさない)

TEL 045-335-1151 (内線269)

# 入札補足説明書

令和8年8月24日

入札参加業者各位

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 梅津 聡

入札にあたり、下記事項について統制するので了承の上、参加されたい。

## 記

### 1 件 名

補給品輸送に関する輸送役務

### 2 契約区分

総額契約（概算契約）

### 3 入札方法等

- (1) 代理人により入札する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。
- (2) 入札書を提出する際、内訳書も併せて提出すること。
- (3) **入札書鑑に押印しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を確実に記載すること。**
- (4) 開札の結果、落札者が無い場合は速やかに再度入札を実施するので予備の入札書を持参すること。  
郵便入札等による応札者がいる場合については、別に示す時期に再度入札を実施する。
- (5) 再度入札を辞退する場合については辞退札を提出すること。

### 4 代金の確定要領

**落札決定後の追加費用等の発生については原則認めない。**ただし、不測事態の発生、仕様書内容の一部変更等、請負業者の責によらないもの又は官側の都合に基づくものについてはこの限りではない。

### 5 その他

#### (1) 提出書類

ア **市価調査書を令和8年9月2日(水)17時までに提出**すること。提出要領についてはFAX、メール又は持参とする。

イ 役務完了後、役務完了届を提出すること。様式については別途送付する。

#### (2) 定型様式等の送付

入札書書式は後日送付する。

#### (3) 質問事項等受付先

ア 入札に関する事項

会計科 吉田、山崎 045-335-1151 内線337又は338

イ 仕様書に関する事項

企画科 小山内 045-335-1151 内線269

ウ FAX番号 045-339-5181（共通）

- (3) 上記受付先メールアドレスについては、参加希望業者に通知する。

|       |               |       |        |
|-------|---------------|-------|--------|
| 名 称   | 補給品輸送に関する輸送役務 | 作成部隊  | 中央輸送隊  |
| 作成年月日 | 令和8年8月21日     | 仕様書番号 | 中輸本-55 |

## 1 適用範囲

この仕様書は、補給品輸送に係る補給品収納コンテナの陸上における配送、鉄道を利用した輸送及び海上輸送並びにそれら輸送に付随する役務について規定

## 2 用語の定義

### (1) 各駐屯地

別紙第1「各駐屯地一覧」

### (2) 各JR貨物ターミナル駅

札幌貨物ターミナル駅、函館貨物ターミナル駅、東青森貨物ターミナル駅、仙台貨物ターミナル駅、越谷貨物ターミナル駅、吹田貨物ターミナル駅、北九州貨物ターミナル駅及び西大分貨物ターミナル駅をいう。

### (3) 補給品収納コンテナ

危険品を含む補給品を収納した20ftドライコンテナをいう。

## 3 輸送役務の概要

### (1) 全 般

補給品収納コンテナ27TEUを、各駐屯地及び札幌貨物ターミナル駅からJR貨物専用列車等により北九州貨物ターミナル駅及び西大分貨物ターミナル駅まで輸送し、危険品を収納した補給品コンテナ15TEUは別途官側が指定する場所まで輸送する。

このうち、危険品を収納した補給品収納コンテナについては、青函トンネル区間は函館港から青森港まで危険物適合船の貸切船により輸送し、その後JR貨物専用列車に再度積載する。

### (2) 輸送時期（基準）

令和8年10月9日（金）～10月14日（火）

### (3) 輸送所要

官側が準備する補給品収納コンテナ27TEU（うち危険品15TEUを含む。）

### (4) 輸送区間（基準）

各駐屯地～各駐屯地の近傍各JR貨物ターミナル駅～北九州貨物ターミナル駅※及び西大分貨物ターミナル駅（※危険品を収納した補給品コンテナ15TEUは北九州貨物ターミナル駅～別途官側が指定する場所まで輸送）

### (5) 別紙第2「輸送の概要」

#### 4 輸送役務内容

- (1) 各駐屯地から各貨物ターミナル駅までの輸送  
以下の輸送を手配すること。
  - ア 各駐屯地における補給品収納コンテナ（危険品を収納したコンテナ15TEUを除く）の集荷  
集荷時役務車両への積載は官側が実施
  - イ 各駐屯地から各貨物ターミナル駅までの陸上輸送（危険品を収納したコンテナ15TEUを除く）
  - ウ 別紙第3「各集荷地・駐屯地から各貨物ターミナル駅までの輸送要領」
- (2) JR貨物専用列車を使用した鉄道輸送
  - ア JR貨物専用列車を手配し補給品収納コンテナ27TEUを北九州貨物ターミナル駅及び西大分貨物ターミナル駅まで輸送
  - イ 別紙第4「JR貨物専用列車による輸送要領」
- (3) 青函区間における危険品コンテナ15TEUの輸送
  - ア 函館地区  
函館貨物ターミナル駅において危険品収納コンテナ15TEUを卸下し、陸上輸送用役務車両により函館港まで陸上輸送
  - イ 海上輸送（青函区間）  
貸切船（危険物適合船舶）により危険品収納コンテナ15TEUを函館港から青森港まで海上輸送
  - ウ 青森地区  
青森港から東青森貨物ターミナル駅まで危険品コンテナ15TEUを陸上輸送し、専用列車へ積載
  - エ 別紙第5「青函区間における危険品コンテナの輸送（陸路・海路）要領」
  - オ 函館地区・青森地区共通
    - (ア) 必要によりコンテナの一時保管の処置
    - (イ) 港湾での荷役間、各種法令を遵守するほか、海上保安部の指示に基づく処置
    - (ウ) 作業実施にあたり、火薬類の知識を有する者（火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の保有者）を立会させ、安全対策を監督
    - (エ) 輸送する危険品の細部は別途送付
- (4) 北九州貨物ターミナル駅及び西大分貨物ターミナル駅における所要の荷役等
  - ア 北九州貨物ターミナル駅における危険品コンテナ15TEUの卸下及び一時保管
  - イ 西大分貨物ターミナル駅における補給品収納コンテナ12TEUの卸下及び一時保管
- (5) 北九州貨物ターミナル駅から別途官側が指定する場所への危険物コンテナ15TEUの陸上輸送及びこれに伴う必要な荷役

## 5 役務実施上の統制事項

### (1) 収納検査

貸切船舶による危険物輸送に係る危険物収納検査は、原則として官側が実施するが、別途官側が指示する場合、業者側が危険物収納検査を受検すること。

### (2) 積付検査

貸切船舶による危険物輸送に係る積付検査は業者側が受検すること。

### (3) 鉄道輸送に際し、火薬類の鉄道輸送（青函トンネルを除く。）に必要な手続きを実施すること。

### (4) 官側が示す期限までに輸送を完了するものとする。

### (5) 調整等に際して、駐屯地等への立ち入り手続きに必要な人員・車両等に関する情報について、官側の求めに応じ、提示すること。

### (6) 運搬証明書等の手続きを業者側が実施すること。

### (7) 役務履行中のコンテナの取扱いは、安全かつ丁寧に実施し、事故防止及び損傷防止に万全を期すこと。

## 6 報告等

### (1) 輸送計画等を提出すること（契約日から7日後まで）

### (2) 定時報告

ア 輸送開始以降、1日1回午前7時

イ 報告内容

輸送実施の状況及びその後予定する輸送の計画変更の有無、計画の内容

## 7 情報保全及び安全管理

### (1) 情報保全

本契約に基づく輸送役務の履行間及びこれに伴う会議等において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の流出防止の措置を講ずること。

### (2) 安全管理

ア 輸送間を通して安全管理組織を確立し、補給品コンテナの損傷を防止すること。

イ 荷役及び輸送の特性に応じた安全管理施策を立案し実施すること。

## 8 不測事態対処

### (1) 列車及び貸切船の遅延、運行（航）困難な状況等が生起した場合は直ちに報告するとともに、官側との調整により必要な措置を講ずること。この際、気象海象等の影響により海上輸送が困難となり、JR貨物専用列車に接続できない場合は、払出駐屯地に輸送する等の別途官側が指示する臨機の対応をとれること。

### (2) 報告内容

ア 発生日時及び場所

イ 現地調整者

- ウ 状況（不測事態を解明するための写真等含む。）
- エ 発生原因
- オ 当面の対処要領
- カ その他、官側が要求する事項

## 9 事故発生時の処置

- (1) コンテナの損傷等に関する責任  
各駐屯地集荷時、役務車両に積載した時点から業者側
- (2) 輸送間の保険  
別途示す補給品等残存価格に基づき、各補給品に付保を実施すること。

## 10 その他

- (1) 本仕様書の内容に拠り難い場合は、別途協議するものとする。
- (2) 事業説明及びヒアリング
  - ア 令和8年9月2日（水）までに中央輸送隊運用科と調整し、個別で実施
  - イ ヒアリング実施日までに輸送計画（案）等を提出すること

作成責任者  
中央輸送隊 運用科長  
2等陸佐 橋本 陽平

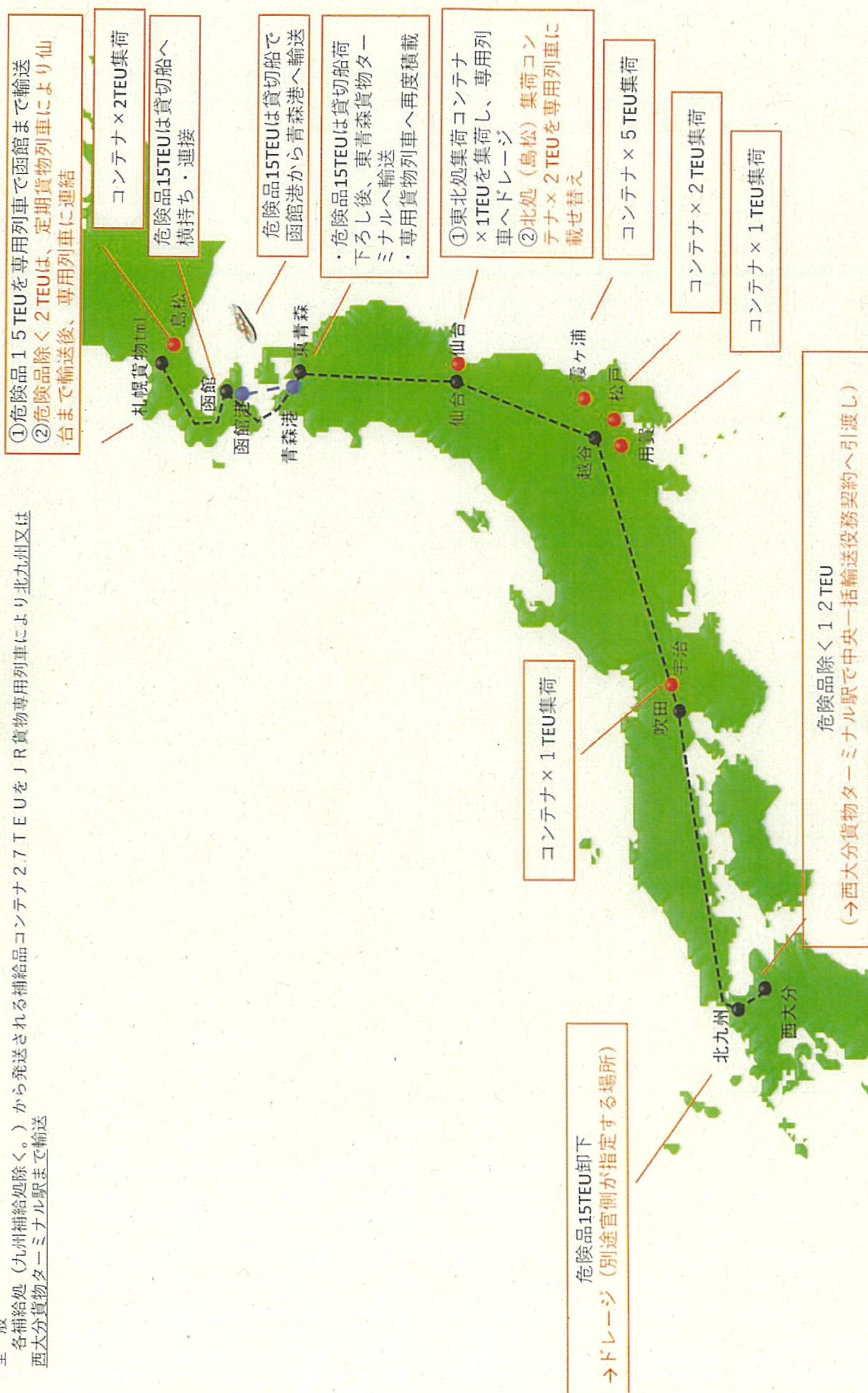
各 駐 屯 地 一 覧

5  
別紙第1

| 方面隊   | 駐屯地等                     | 備 考<br>(集荷コンテナ数)         |
|-------|--------------------------|--------------------------|
| 北部方面隊 | 島松駐屯地 (恵庭市西島松308)        | 糧食 1TEU<br>整備部品 1TEU     |
| 東北方面隊 | 仙台駐屯地 (宮城県仙台市宮城野区南目館1-1) | 糧食 1TEU                  |
| 東部方面隊 | 霞ヶ浦駐屯地 (茨城県土浦市右廻町2410)   | 整備部品 1TEU<br>予測推奨部品 4TEU |
|       | 用賀駐屯地 (東京都世田谷区上用賀1-20-1) | 酸素装置 1TEU                |
|       | 松戸駐屯地 (千葉県松戸市五香六実17)     | 糧食 2TEU                  |
| 中部方面隊 | 宇治駐屯地 (京都府宇治市御五ヶ庄官有地)    | 整備部品 1TEU                |

# 輸送の概要

全 般  
各補給処（九州補給処除く。）から発送される補給品コンテナ27TEUをJR貨物専用列車により北九州又は西大分貨物ターミナル駅まで輸送



## 各集荷地・駐屯地から各貨物ターミナル駅までの輸送要領

| 区分    | 補給品(コンテナ)種類・本数 | 各集荷地・駐屯地    | 貨物ターミナル駅持込時期 | 貨物ターミナル駅 | 輸送手段 | 備考                                             |
|-------|----------------|-------------|--------------|----------|------|------------------------------------------------|
| 北部方面隊 | 非常用糧食          | 1<br>島松駐屯地  | 別途調整         | 札幌       | 業者所定 | 仙台貨物ターミナル駅までは定期貨物列車による輸送<br>仙台貨物ターミナルで専用列車に積替え |
|       | AAV整備用部品       | 1<br>島松駐屯地  | 別途調整         | 札幌       | 業者所定 | 仙台貨物ターミナル駅までは定期貨物列車による輸送<br>仙台貨物ターミナルで専用列車に積替え |
| 東北方面隊 | AAV整備用部品       | 1<br>仙台駐屯地  | 10月12日0800まで | 仙台       | 業者所定 |                                                |
| 東部方面隊 | 非常用糧食          | 2<br>松戸駐屯地  | 10月12日2000まで | 越谷       | 業者所定 |                                                |
|       | AAV整備用部品       | 1<br>霞ヶ浦駐屯地 | 10月12日2000まで | 越谷       | 業者所定 |                                                |
|       | 酸素濃縮装置         | 1<br>用賀駐屯地  | 10月12日2000まで | 越谷       | 業者所定 |                                                |
|       | 予測推奨部品         | 4<br>霞ヶ浦駐屯地 | 10月12日2000まで | 越谷       | 業者所定 |                                                |
| 中部方面隊 | AAV整備用部品       | 1<br>宇治駐屯地  | 10月13日0930まで | 吹田       | 業者所定 |                                                |

※ 危険品コンテナ×1 5 TEUについては、官側の計画により札幌貨物ターミナル駅に持込

## JR貨物専用列車による輸送要領

| 連番 | 発(中継)貨物ターミナル駅・発日時       | 補給品(コンテナ)種類・本数 | 着貨物ターミナル駅 | 備考                                                                                                                                         |
|----|-------------------------|----------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 札幌<br>10月10日(土)         | 危険品コンテナ<br>15  | 函館        | ○ 官側計画(北海道補給処)による札幌貨物ターミナル駅持込<br>○ 函館駅で危険品15TEUは専用列車から業者により卸下し海上輸送(函館港～青森港)<br>青森港到着後、東青森貨物ターミナル駅に陸上輸送し、専用列車に再度積載<br>○ 専用列車は東青森貨物ターミナル駅に回送 |
| 2  | 東青森<br>10月12日(月)        | 危険品コンテナ<br>15  | 北九州       | 北九州貨物ターミナル駅からは、官側が別途指示する場所まで陸上輸送                                                                                                           |
| 3  | 仙台<br>(中継)<br>10月12日(月) | AAV整備用部品<br>1  | 西大分       |                                                                                                                                            |
|    |                         | 非常用糧食<br>1     | 西大分       | 札幌貨物ターミナル駅からJR貨物定期便で仙台貨物ターミナル駅まで輸送した2TEUを業者により専用列車に積替え                                                                                     |
|    |                         | AAV整備用部品<br>1  | 西大分       |                                                                                                                                            |
| 4  | 越谷<br>(中継)<br>10月12日(月) | 非常用糧食<br>2     | 西大分       |                                                                                                                                            |
|    |                         | AAV整備用部品<br>1  | 西大分       |                                                                                                                                            |
|    |                         | 酸素濃縮装置<br>1    | 西大分       |                                                                                                                                            |
|    |                         | 予測推奨部品<br>4    | 西大分       |                                                                                                                                            |
| 5  | 吹田<br>(中継)<br>10月13日(火) | AAV整備用部品<br>1  | 西大分       |                                                                                                                                            |

青函区間における危険品コンテナ輸送(陸路・海路)要領

| 発 地        | コンテナ区分  |    | 輸送手段   | 目的地・発地 | 輸送手段       | 目的地・発地 | 輸送手段   | 目的地等                                  |
|------------|---------|----|--------|--------|------------|--------|--------|---------------------------------------|
|            | 危険品コンテナ | 15 | 役務トレーラ | 函館港    | 貸切船による海上輸送 | 青森港    | 役務トレーラ | 東青森貨物ターミナル駅<br>※10月11日(日)1200まで<br>持込 |
| 函館貨物ターミナル駅 |         |    |        |        |            |        |        |                                       |